

宇都宮市市税納付推進協力事業所制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市税の確実な収納や納期内納付の推進を目的として、市が行う納付意識の啓発や収納対策に対し、市と連携して積極的に取り組む事業所等を登録し、その登録状況を広く市民に公表する、宇都宮市市税納付推進協力事業所制度(以下「制度」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税、国民健康保険税をいう。
- (2) 事業所等 宇都宮市内にある店舗、工場、事務所、営業所をいう。

(登録要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所等を宇都宮市市税納付推進協力事業所として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、自発的に登録を希望するものであること
- (2) 地方税法等の関係法令を遵守していること
- (3) 宇都宮市に納税義務がある場合、市税に滞納がないこと
- (4) 別に定める基準に該当しないものであること

(登録手続等)

第4条 制度に登録しようとする事業所等(以下「申請事業所」という。)は、市税納付推進協力事業所登録(変更)申請書(様式第1号)を、市長に提出するものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、第3条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、市税納付推進協力事業所登録簿(様式第2号)に記録し、申請事業所に対して登録証(様式第3号)を交付するものとする。
- 3 前項の規定により、交付された登録証の取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 市税納付推進協力事業所として登録した事業所等(以下「登録事業所」という。)は、登録証を事業所等の見やすい箇所に付することができる。
- (2) 登録事業所は、登録証を他人に貸与し、又は、譲渡してはならない。
- (3) 登録事業所は、登録証を滅失、亡失、汚損、又は、き損(次号において「滅失等」という。)した場合は、速やかに市長にその旨を連絡するものとする。

(4) 登録証を滅失等した場合は、登録事業所は当該登録証の再交付を受けることができる。

(登録事業所の公表)

第5条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を市ホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

(取組内容)

第6条 登録事業所は、市税の納付推進に係る担当者として、納付推進員を事業所内に置き、次に掲げる取組を積極的に行うものとする。

- (1) 従業員に対する市税に関する啓発活動
- (2) 前号を目的とした市職員の訪問の受入
- (3) 市税に関する啓発物の事業所等への掲示・配布
- (4) その他、市税の収納対策に係る協力

(表彰)

第7条 市長は、特に優れた取組を行ったと認める事業所に対し、表彰するものとする。

(登録期間)

第8条 登録事業所の登録期間は、申請受付日から2年間とする。ただし、登録事業所から登録抹消の申出がなく、かつ、第3条に規定する登録の要件を満たす場合は、申請受付日の属する会計年度の翌年度の末日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後同様とする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する登録の要件を満たさないとき
- (2) 廃業又は倒産したとき
- (3) 登録事業所が市税納付推進協力事業所登録抹消届(様式第4号)を市長に提出し、登録事業所の抹消を申し出たとき
- (4) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき

2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときは、納付推進協力事業所抹消及び登録証返還通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(庶務)

第10条 制度に関する庶務は、理財部納税課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 8月10日から適用する。